



医療福祉相談室 だより

2015年10月
第15号

松和会 MSW 部会

～ 介護保険コラム 4 ～

Q. ケアマネジャーを変更することができますか？

A. はい、可能です。

現在ケアマネジャーが所属している事業所内で他のケアマネジャーに変更するか、または居宅介護支援事業所も含めて変更することができます。

これは、介護保険制度が、「契約」という形をとっているからです。

従来の介護サービスの多くは行政（市町村）が行う措置制度に基づいて行われていました。サービスを選択するのは行政であり、利用者は決められたサービス以外は受けられませんでした。

一方、介護保険制度は「利用者本位のサービス」という視点が重視されました。利用者がサービスを選択し、契約に基づいて介護サービスを利用する仕組みになっています。

つまり「ケアマネジャーを変更する」ということは、「契約」を解除・再契約することを意味します。

ケアマネジャーの変更には、主に次の3つの方法があります。

1. 担当ケアマネジャーや居宅介護支援事業所にケアマネジャーを変更したい旨を伝える。
2. 別の居宅介護支援事業所にケアマネジャーの変更を相談する。
3. 地域包括支援センターや市区町村の介護保険課にケアマネジャーの変更を相談する。

ケアマネジャーを変更することは選択肢のひとつです。
ですが、その前に日頃からケアマネジャーに状況を伝えたり、
相談するなどコミュニケーションを図ることがとても大切です。



☆お久しぶりの更新です。今後もマイペースに掲載できればと思います。